

第4回 UAEの新連邦仲裁法

弁護士 赤崎 雄作



弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
会社法務、金融法務
渉外法務、競争法関係
民事法務、商事法務

1 はじめに

昨年6月、アラブ首長国連邦(UAE)の連邦仲裁法が施行されました。これまではUAE連邦民事訴訟法の中に一部仲裁に関する規定が置かれていたのですが、今般、個別の法律が施行されたこととなります。

仲裁は紛争解決方法の一つではありますが、日本において仲裁は必ずしもよく利用される紛争解決方法ではありません。しかしながら、国際紛争について見たときには、仲裁は非常に有用な紛争解決手段であり、中東におけるハブとしてその存在感を高めるUAEにおいてもメジャーな紛争解決手段になりつつあるといえます。

2 仲裁とは

仲裁とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係(契約に基づくものであるかどうかを問わない。)に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだねる手続のことをいいます。

UAEは、2006年にニューヨーク条約に加盟しました。そのため、理論的には、UAEを仲裁地とする仲裁判断に基づいてニューヨーク条約の加盟国において強制執行が可能であり、また、同条約加盟国を仲裁地とする仲裁判断に基づいてUAE国内における強制執行が可能です。

3 UAE連邦仲裁法の内容

今般新たに制定されたUAE連邦仲裁法は、これまでUAE連邦民事訴訟法中に置かれていた条項と異なり、UNCITRALのモデル法に概ね準拠した内容となっており、いわば世界標準の仲裁法が整備されたこととなります。その主たる内容は以下の通りです。

▶従来の連邦民事訴訟法においては、同法の国際仲裁への適用については明確に規定されていませんでしたが、国内仲裁に限らず、国際仲裁についても適用のあることが明確に規定されました。

ただし、DIFCやADGMといったUAE内の特殊なフリーゾーンを仲裁地とする仲裁には適用はありません。

▶仲裁合意に関する書面性要件が規定されました。

書面性に関する要件が緩和され、メールでの言及や、契約における他の書面への言及も書面性要件を満たすことが明らかになりました。

▶仲裁の期間制限に関する規定

仲裁の種々の手続に関して、期間制限が設けられました。これにより、手続の効率性が図られ、不要な遅延を避けることが企図されています。

▶仲裁人の要件、仲裁手続、仲裁判断の執行、仲裁判断への異議申立て

4 実務に与える影響

従来、2006年のニューヨーク条約加盟後も、UAEの裁判所の判断において、UAE連邦民事訴訟法236条の規定(「前項の規定(UAE連邦民事訴訟法235条、外国判決による強制執行を限定する規定(筆者注))は、外国における仲裁判断にも適用される。同仲裁判断は、同外国における法律の規定に従い仲裁で判断可能である事項に関する判断であり、同外国において強制執行可能でなければならない。」)を根拠に外国仲裁判断による強制執行が否定される例が見られました。しかしながら、近時は外国仲裁判断による強制執行が認められる傾向にあり、外国仲裁判断がドバイ裁判所によって承認され、外国仲裁判断に基づく強制執行が認められる例が増えていました。

従来は外国における仲裁判断の承認を求める申立ては第一審裁判所に対してなされることとされていたものの、今般の連邦仲裁法の施行により、連邦又は各首長国の控訴審裁判所の首席裁判官に対してなされることとなりました。かかる改正により、外国仲裁判断に基づく強制執行がさらに認められやすくなることが期待され、UAEを仲裁地とする仲裁はもちろん、それ以外の外国を仲裁地とする外国仲裁についても、UAEに関連するビジネスを実施する企業にとってより利用しやすいものとなることが想定されます。

UAEに関連するビジネスを実施する企業にとって、関連する契約の締結の際には、紛争解決手段としての仲裁も現実的な選択肢として検討する必要性は高いものと考えられます。